


「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」等の相談会を初開催 期間（平成 27 年 6 月 24 日～26 日）

富山労働局働き方改革推進本部（本部長：吉田研一富山労働局長）では、今夏から新たな国民運動として展開する「夏の生活スタイル(ゆう活)」等に関する相談会を開催しました。

3日間の限定でしたが、業界団体等で企業の相談・指導等に当たる担当者や各企業の労務担当者を対象とした個別の相談会で、本相談会を契機に「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」を含めた「働き方改革」の一層の推進が図られることが期待されます。

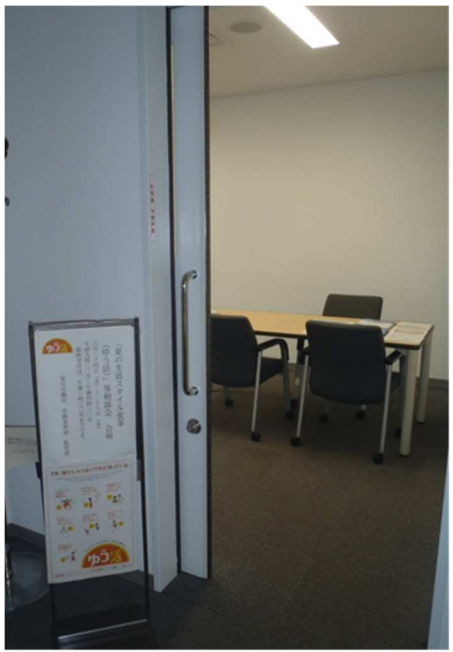


「夏の生活スタイル変革
(ゆう活)」等相談会 会場

六月二十四日(水)～二十六日(金)
午前九時三〇分～午後四時三〇分
最終受付は、午後三時三〇分までです。

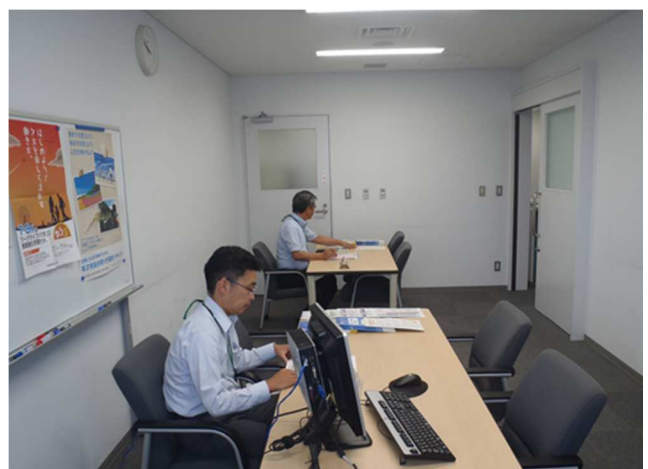
(入口を入られて、直ぐ左の部屋です。)

富山労働局 労働基準部 監督課



(写真：右)
富山労働局のある富山労働総合庁舎3階が、相談会場となりました。

相談に当たったのは、当該分野の専門家である社会保険労務士等の中から富山労働局長が委嘱した「働き方・休み方改善コンサルタント」の方々です。



パソコンを設置し、「働き方・休み方改善ポータルサイト」の「自己診断」や「取組・参考事例」の利用を体験していただけるように準備を整えました。(写真：上)



相談に来られた方々には、パソコンを使った「働き方・休み方改善ポータルサイト」の利用体験が好評だったようです。また、4月以降に拡充された「職場意識改善助成金」への関心も高かったようでした。

相談会開催の案内は、以下のとおりです。

「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」等の相談会のご案内

1 趣旨・目的

「働き方改革」の一環として、今夏より、政府において、個人のライフスタイルに応じた働き方の実現に向けて、明るい時間が長い夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動を展開するとの方針が示され、具体的には、夏の時期に、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るといった生活スタイルに変えていくよう、国民運動として国全体に浸透させていくこととしております。

また、年次有給休暇を活用した夏季における連続休暇の取得に向け、「プラスワン休暇」や年次有給休暇の「計画的付与制度」の普及促進も重要となっております。

このため、今般、下記のとおり、業界団体等において企業の相談・指導等に当たられる担当者や各企業の労務担当者を対象として、具体的な取組方法等についての相談会を開催することといたしました。

ぜひ本相談会を御利用いただきますよう御案内申し上げます。

記

1 期間 平成27年6月24日（水）～同年同月26日（金）

2 場所 富山労働局 3階 相談会会場 〒930-8509 富山市神通本町一丁目5番5号 富山労働総合庁舎

3 対象 業界団体等で企業の相談・指導等に当たられる担当者や企業の労務担当者

4 相談対応者

働き方・休み方改善コンサルタント（当該分野の専門家である社会保険労務士等の中から富山労働局長が委嘱した者）

5 相談内容

以下のとおりです。

- (1) 「夏の生活スタイル変革」に係る具体的な取組方法（朝型勤務やフレックスタイム制の導入方法等）
- (2) 「夏季における連続休暇」の取組方法（「プラスワン休暇」や年次有給休暇の「計画的付与制度」の導入方法等）
- (3) 「職場意識改善助成金」の活用方法
- (4) その他（「働き方改革」全般に関する事項）

6 申込方法

別紙の「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」等の相談会【申込書】により、ファックス又は郵送にて、富山労働局労働基準部監督課あてに事前の申込みをお願いします。申込み締切りは、平成27年6月22日（月）となります。

（申込・問合せ先）

富山労働局労働基準部監督課

〒930-8509 富山市神通本町一丁目5番5号

電話 076 - 432 - 2730 FAX076-432-6089

別紙の添付は省略しています。